

ひかり協会会報

ふれあい

発行

公益財団法人 ひかり協会
 ☎530-0022 大阪市北区浪花町13-38
 千代田ビル北館2F

☎代表06(6371)5304

URL <http://www.hikari-k.or.jp>

発行責任者 理事長 前野 直道

編集責任者 常務理事 塩田 隆

ひかり協会と私

健康で長生きしたい

岡山

坂口

和正

第192号の記事

ひかり協会と私

1〜2

2025年度事業計画・予算のお知らせ

3

「終生にわたる事業と運営・体制の構想」

4〜8

西から東から

8

私は岡山県岡山市で生まれた坂口和正です。父から、

もしました。

ひかり協会とはずっとつながりがあります。ひかり

赤ちゃんの頃にひ素ミルクを飲んだと聞きました。何

命活動してくれた親たちのおかげだと思っています。

度で吐いて、お腹も膨らんで、とても心配したそうです。両親は病院に連れて

私が何より、ひかり協会に感謝したいことは、療育

行ったり看病したり、とても大変だったと思います。

手帳を取ってくれたことです。私が62歳の時に、担当

印刷会社で働きました。仕事を始めたときは15歳で、

職員さんが一生懸命動いてくれて取れました。本当にうれしかったです。今

まだ背も小さかったので、「子供が働きに来た」とか

でもありがたいという気持ちでいっぱいです。

らかわれましたが、頑張っ

ひかり協会を通して、N

て仕事を覚えました。他にも、自動車工場で働いたり、

君と出会いました。私はN

自動車免許を取って産廃の仕事をしたり、警備の仕事

君のことをニクネームで呼んで仲良くしていました

が、47歳のときにN君が施設に入ってから会えなくなりました。「昨年、亡くなったことを聞いたときはとても残念で寂しい気持ちでしたが、一緒にご飯を食べたことは今でも覚えています。協会の行事の一番の楽しみは交流会です。毎年、欠かさずに参加しています。コロナが流行する前は、岡山駅の西口に集合して、みんなまでバスに乗っていました。などところへ行っていました。ホテルや旅館に泊まって美味しいご飯を食べて、お酒を飲んでワイワイと楽しい

時間を過ごしました。カラオケも楽しみの一つで「北国の春」や「酒を」をみんなの前で歌ったことを覚えています。今は泊まりでの交流会ではなく、ただ、みんなに会えるので参加しています。64歳の時に胃がんが見つかり、胃を全部取りました。胃を取った後は、食後に気持ち悪くなることもありましたが、協会と相談をして、一人で生活を続けていけるように介護保険を申請しました。ヘルパーさんに食事を作ってもらい、訪問看護



デイスサービスにて

師さんに血圧測定や服薬の確認をしてもらってききました。2024年8月からは、小規模多機能ホーム「いの里」のデイスサービスへ週2回通っています。みんなゲームをしたり、ハサミを使って作品を作ったり、他の利用者さんと話して、とても楽しく過ごしています。他にも、「いの里」の職員さんが毎日夕食のお弁当を届けてくれます。その時に、血圧や体温を測って、薬を飲むように声を掛けてくれるので助かっています。このまま続けていきたいと思っています。

私大好きなことはメダルゲームです。デイスビ

スがない日はほとんど毎日イオン岡山へ行つて、メダルゲームを楽しんでいます。当たつてメダルがたくさん出る日もあれば、全然当たらない日もあります。当たるとワクワクして、メダルがたくさん出るととても気持ちがいいです。

私には1歳下に妹がいます。あまり会っていないけれど、62歳頃から会うようになりました。今は、毎月会って、一緒にご飯を食べています。その時に妹の孫も一緒に来てくれます。2歳の女の子です。

事務所より

よく歩いて、元気がよくて本当にかわいいです。おしゃべりができるようになる日が待ち遠しいです。これから成長していく姿を見守っていききたいので、元気で長生きしたいと思っています。

コーディネートが上手でカラフルな服を着たり、帽子をかぶったりとてもおしゃれな坂口さん。胃がん術後は体調がすぐれないことや、食欲も落ちて気弱になったこともありました。大姪の成長を見ることが、デイスサービスへの通所の楽しみなどで、活気が戻ってきました。これからも大好きなメダルゲームを続けながら、充実した生活を送られるように支援していきます。

ひかり協会は2021年度より、第三次10カ年計画（期間は2030年度まで）に基づく被害者救済事業を実施しています。

2025年度は、「40歳以降の被害者救済事業のあり方」に基づき、「すべての被害者が健康の主体者として自主的健康管理の向上を図れるようにすること」（自主的健康管理の援助）と、「障害のある被害者の生活設計実現を援助すること」（生活設計実現の援助）という2つの重点事業の達成をめざす第三次10カ年計画の後期1年度の事業・運営に取り組みます。

2025年度 事業計画・ 予算のお知らせ

自主的健康管理の援助

すべての被害者の自主的健康管理の取組では、ひかり協会検診事業を活用し、特定健康診査等の健診やがん検診の受診を促進します。

協会では、自主的健康管理の取組を促進させるため、守る会に協力を求め、全国で700名を超える被害者を救済事業協力員に委嘱し、「呼びかけ」活動などの連帯して健康を守る活動を推進します。

生活設計実現の援助

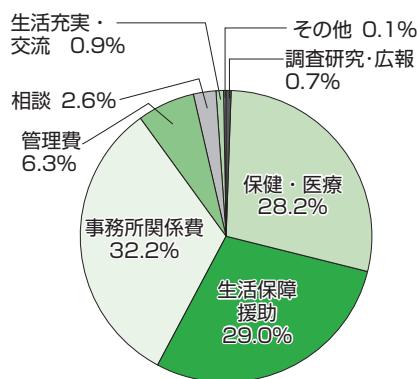
障害のある被害者の生活設計実現の取組では、介護保険制度に基づく事業や、成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用促進を援助します。

また、障害者総合支援法や介護保険制度などの公的制度活用に伴う利用料負担を援助する後見・介護の事業を引き続き実施します。

障害症状の重度化に伴う「生活の場」の確保につ

2025年度予算（支出）

予算項目	予算内容	予算額 (万円)	割合 (%)
相談	協力員・相談員の活動費用など	4,453	2.6
保健・医療	医療費・検診費など	47,421	28.2
生活の保障・援助	ひかり手当、後見・介護費など	48,787	29.0
生活充実・交流	生活充実助成金・交流会費など	1,575	0.9
調査研究・認定・広報	会報「ふれあい」の発行費用など	1,115	0.7
現地事務所関係費	現地の事務所室料・会議費・交通費・給料手当など	54,349	32.2
管理費	本部の事務所室料・会議費・交通費・報酬・給料など	10,748	6.3
その他	予備費など	10	0.1
合 計		168,458	100.0



名簿登載を希望される方は、個人情報取扱いの同意書の提出が必要となりますので、最寄りの地区センター事務所に連絡し、手続きを行ってください。

では、厚生労働省発出の事務連絡「施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」を活用して個別に対応するなど、行政協力を得て積極的に取り組みます。

知的・精神障害の対象者に対する生活習慣病対策や、肢体障害のある被害者への二次障害の予防・進行防止も重視して取り組みます。

これらの重点事業については、厚生労働省・守る会・森永乳業とひかり協会

による「三者会談」等で、取組の促進を協議します。

「被害者実態把握調査2025」の実施

2025年度は、70歳以降の被害者に対する適切な事業の促進に活かすため、被害者実態把握調査を5月以降に実施します。前回（2017年度）の実施に続いてより多くの被害者に調査への理解と協力をお願いします。

「対策対象者名簿」への 名前登載の取組

厚生労働省通知に基づき都道府県に提出している障害のある被害者の名簿に加え、障害のある被害者以外の被害者の名簿も都道府県に提出し、市区町村にその写しが交付されています。

名簿の登載により、市区町村窓口での相談などを通じて、公的制度の活用促進が図れることとなります。

「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(概要)



ひかり協会による前人未踏の被害者救済事業の終盤をどのようにするのかについては、第三次10カ年計画において「被害者団体としてこれまで培ってきた連帯感と英知を集めて、終生にわたる事業とそれを実施するための運営・体制についての主体的な検討が行われることが最も重要である」と、守る会の意向を最大限尊重することとしました。そこで、守る会は組織として討議を深め、2023年6月の全国総会で「**守る会の提言**」を決定しました。ひかり協会理事会は、「**守る会の提言**」を踏まえて「**終生にわたる事業と運営・体制の構想**」(案)(以下、「**構想**」(案))を決定し、関係者の意見を求めました。特に専門家の方々からは「守る会や被害者の意見・要望を反映させ続けるべき」という原則的な意見が多く出され、それを踏まえて、2024年5月には**修正版「構想」(案)**を作成しました。守る会も、修正版「**構想**」(案)の「恒久救済の完遂のために守る会の役割を果たすことが重要である」という趣旨を理解したうえで、最終的に「概ね賛成である」との意見をいただきました。

そして2025年3月、ひかり協会理事会において「**構想**」を決定しました。その概要を紹介します。(下線部は、修正版「**構想**」(案)を加筆修正した箇所です)

それでは始めましょう

「**構想**」に係る基本的事項

1. 「三者会談」の将来

(1)「三者会談」の継続と終了

「三者会談」を継続するためには、守る会の組織活動が必要最小限に縮小されて以降も当事者としての活動は必要である。そのため、守る会が「三者会談」の構成団体として可能な限り出席できるような仕組み



を検討したうえで「三者会談」を継続し、恒久救済を完遂させる。

①第三次10カ年計画期間中(2021～2030年度)

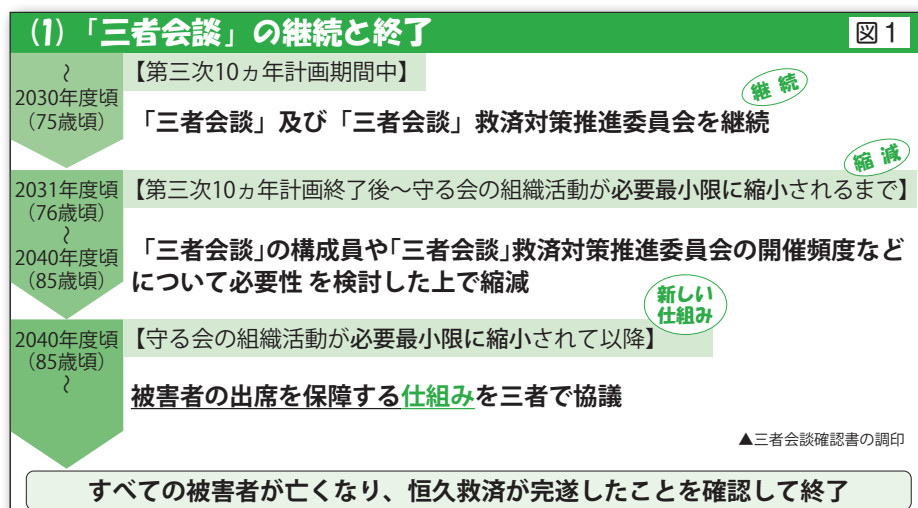
○現行通り「三者会談」及び「三者会談」救済対策推進委員会を継続する。

②第三次10カ年計画終了後から守る会の組織活動が必要最小限に縮小されるまで(2031～2040年度頃)

○「三者会談」の構成員及び「三者会談」救済対策推進委員会の開催頻度については必要性を検討したうえで縮減する。

③守る会の組織活動が必要最小限に縮小されて以降(2040年度頃)

○被害者が三者会談確認書の精神を尊重する立場で「三者会談」に出席できるように、出席者の確保や出



席方法など被害者の出席を保障する仕組みについて守る会をはじめ三者で協議する。

○すべての被害者が亡くなり、恒久救済が完遂したことを確認したうえで、「三者会談」を終了する。

(図1参照)

(2)「三者会談」及び「三者会談」救済対策推進委員会を継続するためのひかり協会の役割

○守る会の組織活動が必要最小限に縮小されて以降の被害者の実情や意見・要望については、ひかり協会が被害者の意見を踏まえて「三者会談」及び「三者会談」救済対策推進委員会に反映しなければならない。

○被害者の実情や意見・要望に応じて行政協力を求めたり森永乳業に要望したりするなど、必要な提起を行う。

③2036年度以降

○守る会の組織活動が必要最小限に縮小されるまでは、評議員・非常勤理事・監事の推薦や本部二者懇談会への出席を求める。

に対する意見・要望の提起などの組織的協力を得る。

○守る会都府県本部による現地（ブロック）二者懇談会への参画や行政協力懇談会への出席（規模・回数については必要最小限）などの組織的協力を2035年度まで得る。

2. 公益財団法人ひかり協会の将来

①第三次10ヵ年計画期間中（2021～2030年度）

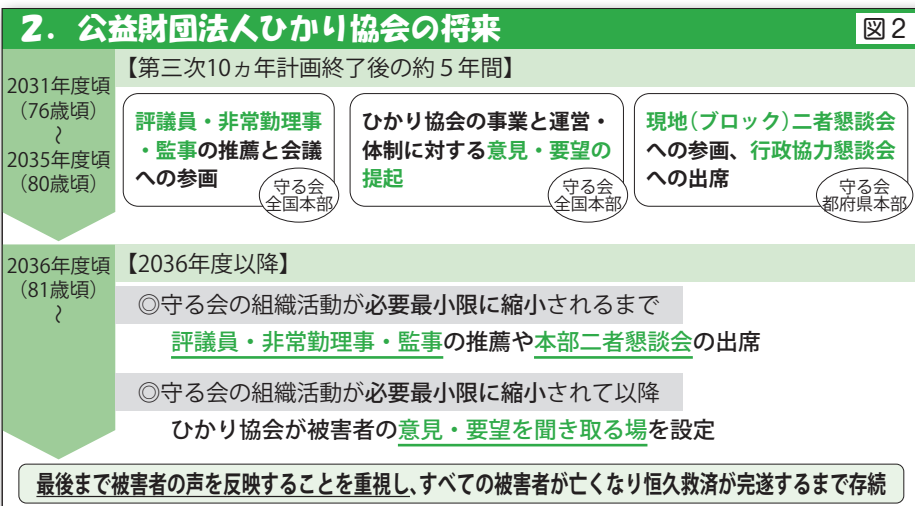
○現行通り、守る会の組織的協力を得て運営を行う。

②第三次10ヵ年計画終了後の約5年間（2031～2035年度頃）

○守る会全国本部による評議員・非常勤理事・監事の推薦と会議への参画、ひかり協会の事業と運営・体制

○守る会の組織活動が必要最小限に縮小されて以降も被害者の意見・要望を聞き取る場を定期的に設定するなどの具体的な方法を、守る会と協議して決定し、準備期間を経て実施する。

○最後まで被害者の声を反映することとを重視し、すべ



ての被害者が亡くなり恒久救済が完遂するまで存続する。
(図2参照)

「構想」に係る具体的事項

1. 終生にわたるひかり協会の事業

(1)相談事業

①障害のある被害者の相談

○最も重視すべき事業と位置づけて継続する。

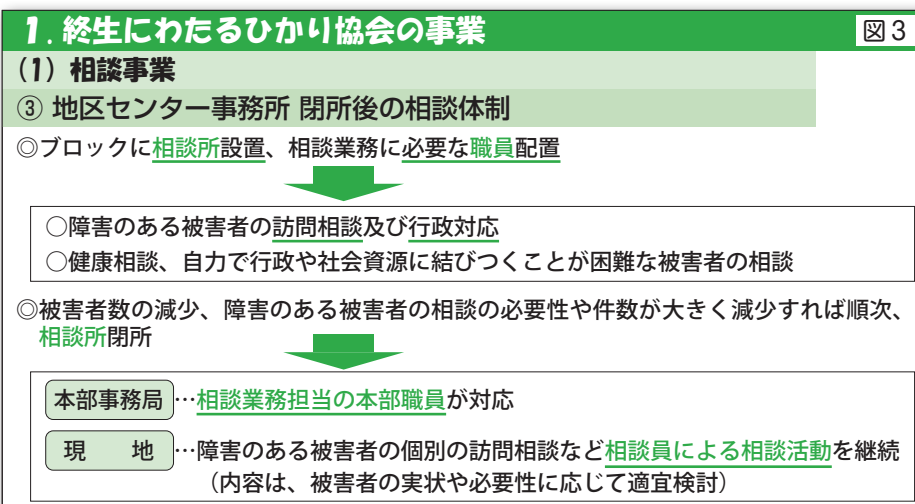
○地区センター事務所が閉所された後も、訪問相談・行政対応を継続して行う。

②障害のある被害者以外の相談

○第三次10ヵ年計画期間中に、高齢期の課題に対して地域の社会資源を活用できるように、地域のつながりを重視した取組を一層進める。

○地区センター事務所を閉所した後、健康などの相談及び自力で行政や社会資源に結びつくことが困難な被害者に対する相談を継続する。

③相談事業の実施体制



地区センター事務所閉所後の相談体制については、○ブロックに相談所を設置し、相談業務に必要な職員を配置する。被害者数や相談の必要性・件数が大きく減少すれば、順次相談所を閉所する。

○相談所閉所後は本部事務局に集約し、相談業務を担当

当する本部職員によって相談対応を行う。ただし、現地においても障害のある被害者の個別の訪問相談など、必要な相談員による相談活動を継続する。相談員による相談活動の内容については、被害者の実情や必要性に応じて適宜検討する。

○以上のように、被害者の実態に対応できる相談体制を保障する。(図3参照)

(2) 保健・医療事業

① 自主的健康管理の援助事業

ア. 救済事業協力員活動

○2025年度に実施する「被害者実態把握調査」の後、「呼びかけ」による健診受診状況の把握は終了する。

○「守る会の提言」や第三次10カ年計画の総括を踏まえたうえで、2030年度をもって現行の救済事業協力員活動を終了する。なお、被害者同士のつながりを希望する場合は、連絡を取り合えるような仕組みの検討を行う。

○社会的孤立などの課題がある被害者については、2031年度以降も「対策対象者名簿」に基づく取組に加えて、協会職員が個別に対応する。

イ. 健康懇談会

○加齢に伴い個人差が大きくなり、かかりつけ医に日常的に相談することが重要となる。身近な地域での健康づくり活動への参加をより促進する。

○これらを踏まえて、2030年度をもって終了する。

ウ. 健診(検診)の受診勧奨

○健診(検診)の受診勧奨をいつまで行うかについては、2027年度に「構想に基づくあり方」の検討時に、守る会の意見を踏まえて決定する。ただし、検診費の援助については、受診勧奨の上限年齢を超えても継続する。

○健診(検診) 受診結果に対するフォローは、2030年度以降、かかりつけ医・行政保健師との相談を基本とする。ただし、相談員等のアドバイスを希望する場合には、原則として2035年度まで対応する。

○「がん対策・生活習慣病等の対策

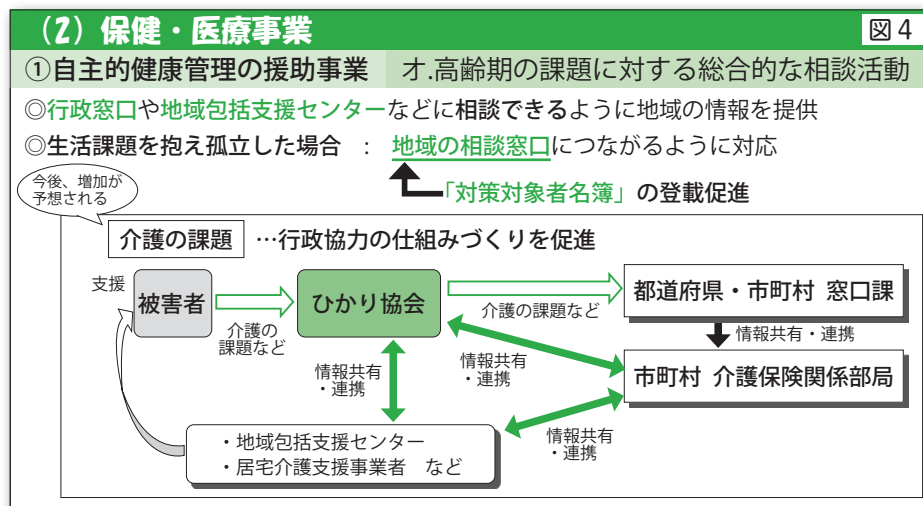
○禁煙対策、ウイルス性肝炎対策、口腔衛生及び口腔機能の維持・向上の取組(かかりつけ歯科医での受診勧奨など)は、2029年度まで継続する。その後の取組は、「構想に基づくあり方」において検討する。

オ. 高齢期の課題に対する総合的な相談活動

○地域とのつながりを持つよう推奨すること、生活課題を抱えたときには、行政窓口や地域包括支援センターなど相談機関に相談できるように地域の情報を提供することを重視する。

○「対策対象者名簿」の掲載を促進する。

○生活課題を抱え孤立した被害者を



把握した場合には、地域の相談窓口につながるよう対応する。

○今後増加すると予想される介護の課題については、都道府県や市町村の窓口課が介護保険担当課や地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等の関係機関と連携して適切な対応が行われるよう、行政協力の仕組みづくりを促進する。

れるよう、行政協力の仕組みづくりを促進する。(図4参照)

② 医療事業

○医療費の保険診療自己負担分の援助については、すべての被害者が亡くなるまで継続する。

(3) 生活保障・援助事業

① 障害のある被害者の生活設計実現の援助事業

○「私の生活設計と協会援助プラン」に基づき、「ひかり協会における意思決定支援に関するガイドライン」を踏まえて本人の意思を尊重し、その決定を支援することを重視する。

○肢体障害のある被害者の二次障害対策や知的障害・精神障害のある被害者の生活習慣病対策に取り組み、生き甲斐や充実感のある暮らしを援助する。

○症状別課題別懇談会は、高齢期の障害のある被害者の状況に配慮して可能な範囲で実施する。

② ひかり手当、後見・介護費などの金銭給付事業

○ひかり手当や健康管理費

及び後見等援助や介護福祉利用費などの後見・介護費は必要不可欠な事業であるため、申請手続きの簡略化など被害者の負担を軽減できるように検討したうえで継続する。

(4)生活充実支援事業

①生活充実支援

○日中の過ごし方や居場所について課題がある対象者に対して、安心・安全で生き甲斐や楽しみのある心豊かな日中活動を実現したり、老いと向き合いながら介護を受容できるように支援したりする。

(5)被害者の交流等の事業

①現地交流会

○2035年頃までの適切な時期に、守る会の意見を踏まえて終了する。

○都府県本部活動及び支部活動など守る会の交流活動の企画に関する相談があった場合は、可能な範囲で協力する。

②自主的グループ活動

○守る会の組織的協力が縮減するため、2035年頃

までの適切な時期に、守る会の意見を踏まえて終了する。

③ふれあい活動

○障害のある被害者のニーズがある場合には、2035年頃まで継続する。

(6)その他の公益目的事業

①調査研究事業

○2024年度(70歳前後)の疫学研究結果を公表する。さらに被害者が80歳を迎える前後においても、三者の合意を得て公表する。

○公益財団法人の重要な公益目的事業として可能な限り長く継続し、その結果を重要な資料として後世に残すよう努める。

②森永ひ素ミルク飲用認定事業

○認定委員会において審査を行い、森永ひ素ミルクの飲用者として、この間も年に数人ではあるが認定されている。今後も、公益財団法人の重要な公益目的事業として継続する。

③資料の整備・管理及び活用

○悲惨な事件を二度と繰り返さないためにも、その風化を防止する取組は重要である。「三者会談方式」と

いう画期的な方法で積み上げてきた救済事業を、社会に発信したり後世に伝えたりする取組も重要である。

○個人情報情報は公開の対象としないことを基本とし、事件と救済事業に関する資料の整備・管理・活用までを幅広く検討するために、第三次10カ年計画の後期に、「資料の保存・活用検討委員会(仮称)」を設けて検討を開始する。また、救済事業専門委員会に検討状況を報告し、専門家の意見を求める。



もう少しです
ガンバッテ!

2. 終生にわたるひかり協会の運営・体制

(1)事務局の運営・体制の将来

①地区センター事務所の規

模縮小・機能終了と相談所の設置

ア. 第三次10カ年計画期間中

○各地区センター事務所の規模・機能は原則として現状を維持する。ただし、職員の欠員を補充するか否かについては、被害者数の減少などによる業務の縮減などを総合的に見て個別に判断する。

イ. 第三次10カ年計画終了後

○被害者数の減少や救済事業協力員活動・健康懇談会の終了による業務の縮減及び医療費等入力システムの活用等による効率化に伴い、職員定数を見直して規模の縮小を図る。

《2031》
2035年度

○各地区センター事務所の対象者の人数・状況及び事業状況を反映した職員数とする。現地(ブロック)二

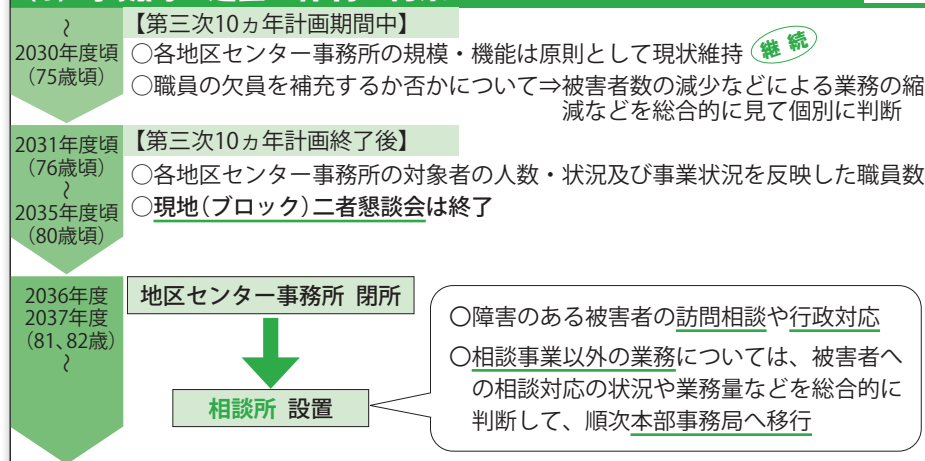
者懇談会については、2035年度を目途に終了する。

《2036》

2041年度頃
○集団的な取組が2035年頃までに終了することや金銭給付事業を本部事務局に順次移行することなどから、地区センター事務所機

図5

(1)事務局の運営・体制の将来



能は2036年度から2037年度を目途に終了し、地区センター事務所を閉所する。

○地区センター事務所の閉所後は、主として障害のある被害者の訪問相談や行政への対応を行う体制として、ブロックに相談所を設置する。

○相談所における相談事業以外の業務については、被害者への相談対応の状況や相談所及び本部事務局職員の仕事量など様々な実情を総合的に判断して、順次本部事務局へ移行する。

(図5参照)

②本部事務局の存続と強化
○第三次10カ年計画終了後の地区センター事務所の規模縮小及び機能終了が円滑に進むように準備をする。

○金銭給付事業の業務及び本部事務局の統括のもとでの相談業務が実施できるように、また理事会運営や

「三者会談」対応に支障が出ないように、計画的に本部職員の人事配置、育成、研修に取り組む。

○2041年度頃から、

「三者会談」や理事会において、救済事業をどのように収束させるかの議論を開始する。

(2)専門家の協力体制

①地域救済対策委員会

○地域救済対策委員会の状況に応じて、近隣の地域救済対策委員会と統合したり、ブロックで1つの地域救済対策委員会に統合したりする。

○2036年以降に、地区センター事務所が閉所されたブロックから順次解散する。

○地域専門委員には、個別の専門的相談と助言、及び本部事務局の統括のもとで行う集団的な事例検討において意見を求める。

②救済事業専門委員会

○地域の相談業務を支援するため、2031年度以降の新たな委員は地域の専門家からも選出する。

(3)行政の協力体制

①国(厚生労働省)の協力

○「三者会談」及び森永ミルク中毒事件全国担当係長

会議の継続、必要な通知等の発出と周知などを、被害者救済の立場に立って取り組むよう要請する。

②地方自治体(都道府県・市区町村)の協力

○「対策対象者名簿」の管理とそれに基づく適切な相談対応などが継続されるように取り組む。そのためにも、行政協力懇談会を必要限り継続する。

附則

1. 「構想」の見直しなどの柔軟な扱い

○「守る会の提言」を尊重する立場から、将来予定されている守る会の再検討を踏まえて適切な時期に「構想」を見直すなど、柔軟に扱う。

○遠い将来の被害者の実態や課題を完全に見通すことは困難であり、公的制度的変化やデジタル化(IIT化)など社会情勢の大きな変化も予想される。そのため適切な時期に検証し、必要な「構想」の見直しについて守る会と協議する。

2. 恒久救済の完遂の判断
○すべての被害者が亡くなり恒久救済が完遂することなどの判断については、将来的に守る会・厚生労働省・森永乳業・ひかり協会など関係者の協議を経て決定しなければならない。

以上が「構想」の概要です。今後、「構想」に基づく運営・体制を確実かつ円滑に具体化するため、2026年度に細部にわたる「移行計画」(案)を検討します。また、現在の「40歳以降の被害者救済事業のあり方」を見直して、2027年度には「構想に基づくあり方」(案)を検討します。検討の際にはお知らせしますので、ご協力をお願いします。



西から東から

▼今年7月にがんが見つかり動揺しましたが、ひかり協会の相談員の方に、いろいろサポートしていただき治療を続けています。母の介護もあるなか、本当に助かっています。(岡山 K)

▼みなさんステキな日々を送られているので、自分も「よし頑張ろう」と元気をいただいています。自分なりに明るく、これ以上悔いのないように過ごしたいと思っています。(島根 G)

▼がんで亡くなる方の話を聞くと、身近にある病気という気がしてきます。「健康づくり」の記事は大変勉強になりました。

(東京 O)

▼「ふれあい広場」では、十人十色の人生が書かれていて、同年代の方が様々な生き方をしているのだな、と興味深く読んでます。

(香川 K)

▼体にガタがきていることを感じますが、若い頃と比べるとのはやめ、70歳なりの動き方にシフトするように心がけています。

(奈良 K)